

No. 1893

2020・9・7

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

入金されていた時は本当に嬉しかった

給付金申請の重信さん



新型コロナウイルスでお店が開けない！
不測の事態に民商に相談！

盆明けの民商へ、家賃支援給付金を申請していた高田支部の重信さん(スナック)から「入金された」と嬉しい報告がありました。

重信さんは平成27年に開業。もともと勤めていましたが、いつか商売をしたいと考えていたところ、店舗が空いているからどうかと声が掛かってスナックを始めることに。

実際、お店を始めてみると面倒くさいことがたくさんあり、従業員の給料を払ったら自分の利益が取れず、もうけがないこともあり、申告が必要なのは知っていたけど、仕方がわからずそのまま何もしていませんでした。悩んでいた時、夫から民商を紹介され、平成29年に入会。確定申告の難しさに「無理」と思っただけ、民商と一緒に取り組み、無事申告書を完成することができました。

苦しいながらも営業を続けてきたなかで起きた新型コロナウイルス感染。1・2月は比較的に売上が少ないと同様に、3月も同じ状況が続いていました。4月には近隣の二次市でクラスター感染が発生したことにより、1人もお客が来ない日が続く状態。4月13日から休業することになり、困って民商に相談しました。

まず県の休業協力を申請し、5月には国の持続化給付金の申請に取り組みしました。何回か不備のメールは来ましたが、民商に相談し対応。入金されるまでは「本当に入金されるのか？」「本当に入金されるのか？」「つなげる？入金されなかったらどうしよう？」と思いつめていました。民商から「通帳記帳に行ってみよう」と言われ、確認してみたら百万円の記帳が。本当に助かりました。

も民商で教えてもらい申請。無事入金となりました。

民商で学習し準備を！
難しい申請もスムーズに！

4月13日から休業し、お店を再開できたのは6月中旬でした。再開といっても予約のみの対応となり、週に2回ぐらいの営業でした。

お店は開けないのに、家賃はこれまで通り発生します。家賃支援給付金の制度が決まった当初から、民商に何度も相談。契約書が必要になることを知り、早めに契約書の問題点を改善。

その後7月15日の給付金学習会に夫婦で参加。制度の内容や準備する書類について説明を受けましたが、訳わからなかったのが本当でした。でも生活のため、高田事務所の家賃支援給付金の申請にチャレンジ！事務局に教えてもらいながら無事、申請が完了しました。

申請後、一度「申告書に売上の記入がないこと」についての不備メールは来ましたが、収支内訳書を添付していることと、民商で作成してもらった回答書を添付し再度申請。その後は何

のメールはなく、8月17日、通帳記帳をしてみると279,996円の入金がありました。

重信さんは「1人では絶対無理だった。教えてもらったからできました。今もお客が来ない日が続く大変な状況で、給付金で何とかしのいでいます。活用できるものは活用して、これから商売を頑張って続けていきます」と感想が寄せられました。

スナック恵

安芸高田市吉田町吉田530-1

TEL 070-2351-0827

定休日 火曜日

営業時間 20時～24時

平日は予約のみ対応



1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

[illegible]

新型コロナウイルスの影響で売上が減少した三次市の会員（飲食業）から「税金は下がらないのか？特に国保はどうにかならない？」と相談がありました。国保減免の対象となるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響により、3割以上収入減少がある」などの要件が当てはまる場合です。

今年の1月から6月までの売上をもとに7月以降の売上見込みを計算したところ、昨年の年間売上に比べ30%以上減少してい

ることをもとに、国保税減免申請書を作成し、7月16日に市役所に提出。一度市役所から質問がありました。8月25日付で国保税減免可否決定通知書が届き、510,600円の国保税が206,200円に減免されました。

「民商と一緒に書類を仕上げ、国保税減免決定」

コロナの影響で売上減少！
税金を下げたい！

コロナ施策を活用しよう！

家賃支援給付金は事前の準備や確認が必要です。

民商では要求運動部を中心に持続化家賃支援制度説明会を開いています。

9月は2日に行い、7名が参加しました。→

申請を考えている方や申請される方は、

下記の説明会に参加しましょう！

- 9月9日（水） 午後6時から
- 9月23日（水） 午後2時から
- 9月30日（水） 午後6時から

いずれも、三次民商事務所にて開催します。



9月2日の学習会の様子

無料法律相談

9月25日(金)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

第三次民商共済会
第36回定期総会
9月25日（金）
午後6時半（
7時半
三次民商事務所

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654